

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、観音寺市柞田土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

令和8年9月25日

香川県知事 池 田 豊 人

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	高橋 良幸	観音寺市柞田町乙245番地1	令和8年9月8日